こざがわちょう

議会だより

第167号
令和８年10月14日

編　集　発　行
和歌山県
古座川町議会
TEL 0735-67-7904
FAX 0735-72-1858



秋の空

令和８年９月 定例会（９月１日～９月17日）

決算審議 …… ２～３ページ
令和８年度補正予算 …… ４ページ
一般質問に４議員 …… ５～９ページ
その他、編集委員会より …… 10ページ

令和７年度決算、令和８年度補正予算などを審議

古座川町議会は９月定例会を開き、執行部から提案された令和８年度一般会計及び特別会計補正予算案６件、令和７年度一般会計及び特別会計決算認定８件、報告１件を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。主な議案審議について要約して掲載しています。

令和７年度一般会計歳出 37億1840万円

決算審議

審査意見書

審査対象は、令和７年度一般会計、並びに７件の各特別会計に関する歳入歳出決算書、事項別明細書、収支の調書及び基金運用報告書を対象とし、関連する諸帳簿、財産に関する調書等を審査した。

審査期間は令和８年８月19日より本書作成を含めて８月20日までの２日間。

審査方法は、対象書類が関係法規並びに町条例に基づき処理、調整がなされているかを調べ、計数は照合しながら記録が正当かどうかを確認した。

審査途中必要に応じて、各担当課長並びに職員に審査室への来室を求め、内容の把握をおこなった。

一般会計の単年度収支の額は１億51万円の黒字となった。

財政運営の状況は、昨年度と比べ約２億円の増加である。

審査の結果は、歳入歳出に関する証拠書類を調べ、慎重に審査した結果適正に処理されていることを確認した。

総括

問　実質収支が４億２４３２万円上がっているが多すぎるように感じる。

予算編成時に、もう少し（４億円を）有効活用できないか。

答　過去の実績や国の動向を踏まえて予算編成をしている。

問　４億も金が残るという事は予算編成が甘いのではないか。

答　一層精査した中で健全な財政運営をしたい。

歳入

寄附金

問　ふるさと納税の寄付額が令和６年度が８１９９万円なのに対し令和７年度が５１４４万円である。大幅に減少した理由はなにか。

答　令和７年10月からポイント制ではなくなったことが寄付の減少につながった。

問　企業版ふるさと納税を検討している企業と自治体とのマッチングポータルサイトを運営する会社と、契約を結んでいる事実はあるのか。

答　令和８年度に金融機関２社とマッチング契約を結んでいるが、令和７年度の実績はない。

歳出

総務費

問　町有地管理委託料、旧小中学校管理委託料の具体的な内容は何か。

答　各区等に委託している草刈業務の分である。

土木費

問　工事請負費２０００万円がそのまま不用額となっている。

答　大川上回り線（町道）は令和６年度から事業を進めてきたが、必要書類が整わず令和７年度の工事着手が出来なかった。

本予算は令和６年度予算であり、一度繰り越しているので、補正もできず不用額として処理をした。

財産に関する調書

問　財政調整基金は、標準財政の20％から40％が適正な額であるとの根拠は何か。

答　災害があった時は１人40万円として２１５０人分で８億円くらいの財政調整基金は必要である。

いくらが適切な額なのかという事については考えていない。

問　教育振興基金は毎年１０００万円取り崩し、底をつきかけている。来年度以降の計画は。

答　来年度以降一般財政へ移行するかどうか協議中である。

討論

反対
財政調整基金について明確な目標を持っておらず、潤沢な財政調整基金を町民の為に使うべきであると何回も提案したが、聞き入れてもらえないなど、限られた財政を町民のために使う姿勢に欠けていると言わざるを得ない。

賛成
単年度収支は1億51万円の黒字で不用額が3億7721万円出ている。
古座川町は3億なにがしかを預貯金として残しておく。このやり方が正しいと考える。
2年後に消費税が1%から8%に戻った時、年金暮らしの方に財政調整基金を取り崩して使えるので7年度決算には賛成する。

採決

賛成者多数で認定

国民健康保険特別会計

賛成者
淡佐口幸男　髙尾規明
中田善和　佃奈津代
千井芳孝　樫原貴子

反対者
洞佳和

問
国民健康保険特別会計は6300万円以上の繰り入れを行い帳尻を合わせている（39万円の黒字）。
全国知事会や市町村会は政府に対して3兆円以上の財政支援を求めている。

答
県の市町村会、理事会というのがある。
議会の中での話もあり（負担を）軽減する方向で提案をしたい。

討論

反対
県は財政の悪化を理由に国保税の県下統一を計画しているが、さらに国保税が高くなることが予想される。
大屋町政は国や県の方針に従い、町民の苦しみを大もとから変える姿勢が見られない。

賛成
反対者のような形でると、国のほうから交付金を減額されることが懸念される。
現在のやり方で何ら問題はない。

採決

賛成者多数で認定

賛成者
淡佐口幸男　髙尾規明
中田善和　佃奈津代
千井芳孝　樫原貴子

反対者
洞佳和



令和７年度　一般会計決算

歳入41億9,004万円　　歳出37億1,840万円

経常収支比率	83.5%（昨年度は83.2%）※経常的な収入のうち経常的な支出に充てる割合
地方債現在高（借金）	25億8,844万円（昨年度より1億7,643万円の増）
基金合計（貯金）	37億9,537万円（昨年度より6,564万円の増）

歳入・歳出の主なもの　（単位：万円）

歳　入	金　額	対前年度比較	歳　出	金　額	対前年度比較
町税	2億2,929	887	人件費	6億8,924	2,219
地方譲与税	1億4,511	587	物件費	7億659	1,686
地方消費税交付金	6,598	488	維持補修費	1億7,808	3,199
地方交付税	20億3,757	2,502	扶助費	1億5,652	852
国庫支出金	2億4,935	4,643	補助費等	5億2,932	4,802
県支出金	1億8,244	2,490	公債費	3億991	322
繰入金	1億1,069	1,324	積立金	1億9,318	1億7,317
繰越金	4億5,301	△4,700	繰出金	3億5,385	1,293
諸収入	1億630	3,470	普通建設事業費	5億6,808	△1億3,226
町債	4億7,500	1億3,800	災害復旧費	3,358	1,584

一般会計補正予算（第３号）
庁舎改修費用など６９１８万円を可決

歳出

総務費

問　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金97万４０００円とは何か。

答　過年度の返還金である。

問　物価高騰生活支援給付金３３６万円の内容は。

答　65歳以上の高齢者１名につき３０００円の現金給付になる。

問　庁舎改修工事はキュービクルの交換と聞いたが、受電容量は現状と同じなのか。

答　受電容量を増やして設置するものである。

問　地籍調査の測量委託料が入札で安くなり、１２０万円の減額になったのは理解できるが、備品購入費が同じだけ増額になっている。本来当初予算で計上すべきものだと思うがその理由は。

答　補助対象事業額を執行するもの。航空法による事業実施は県下でも初の試み。事業遂行中、高密度・高解像度の画像やデータの処理を要し、より高性能なパソコンが必要であると判断した。

民生費

問　老人福祉費で、中山間地域等訪問介護事業等安定確保対策事業補助金の支給先は、社会福祉協議会、或いは高瀬会ということになるのか。

答　その通りである。町外からの参入もあるので、一部その他の事業所への補助もある。

土木費

問　橋梁撤去は平井川橋との説明であるが、撤去した後、橋は必要ないとの判断か。

答　平井川橋を含む町道は、既に廃道と認定いただいており、町として架け替えるつもりはない。

消防費

問　高台宅地候補地選定調査業務委託料３５０万円であるが、造成の候補地はあらかじめ決まっているのではないか。

答　事前復興計画策定にあたって、候補地を調査する費用であり、場所は明確には決まっていない。

教育費

問　体育館に冷風機を設置するとのことだが、近隣町村は熱中症対策でクーラーを備えている。古座川町もクーラーを備えたらどうか。

答　本体だけではなく、電源改修などで、１施設当たり数千万円になる。気化式冷風機は費用対効果が優れており、適していると判断した。

問　この設備で温度が何度下がるのか。

答　条件にもよるが、気温32度湿度35％の場所であれば、９度下がるということである。

国民健康保険明神診療所特別会計補正予算（第２号）

問　在宅療法機器レンタル料32万８０００円の使用料及び賃貸料とは何か。

答　在宅で酸素療法をされる方が１名出たので、補正したものである。酸素ボンベをレンタルするものである。

令和８年度　一般会計補正予算（第３号）　歳出の主なもの（単位：万円）

総務費		
財産管理費	庁舎改修工事	4,000
企画調査費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金	97
農林水産業費		
山村振興対策事業費	町単独山村振興対策事業補助金	2,400
土木費		
橋梁維持費	平井川橋撤去工事	2,000
消防費		
災害対策費	地域防災計画改定業務委託料	1,566
	事前復興計画策定業務委託料	827
	高台宅地候補地選定調査業務委託料	350

一般質問
みんなの願いを町政に



４議員の質問事項は、次のとおりです

洞　　佳和　（６ページ）
- 古座川町復興計画
- 三尾川へき地保育所の統廃合問題
- 町財政について

淡佐口　幸男　（７ページ）
- 古座川町カムバックの採用制度について
- 建設工事地元優先・優遇策の導入について
- 町道の草刈りの見直しをし経費を節約することはできないか

千井　芳孝　（８ページ）
- 学童保育利用料について
- 体育館への空調設備設置について

髙尾　規明　（９ページ）
- 非課税世帯に補助金を
- 古座川産品の苗木の補助について

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針などについて説明を求め所信をただす、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方に基づき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通告しておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にまとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。

古座川町の事前復興計画

洞　佳和



議員全員協議会で、南海トラフ巨大地震の浸水区域が見直され、役場庁舎が津波浸水想定区域になったため「古座川町の事前復興計画」を策定するとの説明があった。

質問　町長の選挙公約に「防災公園」というのがある。通常は公園として使用し災害が起こったときは、仮設住宅を建てるなど、災害復旧に使うとある。

復興計画の中にある、「応急仮設住宅建設用地」とは、こういう理解で間違いないか。

町長　そのとおりである。

質問　庁舎移転候補地は古座川の浸水にも、津波にも耐えられる場所でなくてはならないと考えるが、どのような構想を持っているのか。

町長　移転候補地は考えているが公表する段階ではない。

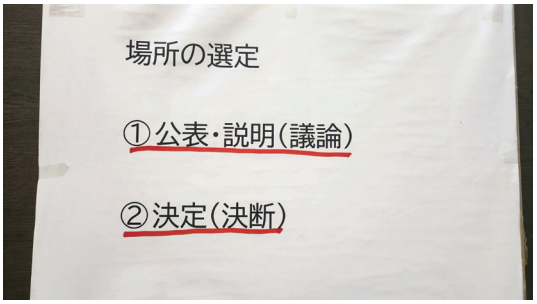
質問　事前復興計画には①役場庁舎の移転②新たな住宅地の整備③応急仮設住宅用地の整備と書かれている。

移転の候補地というのは3つを一カ所にまとめるということか。

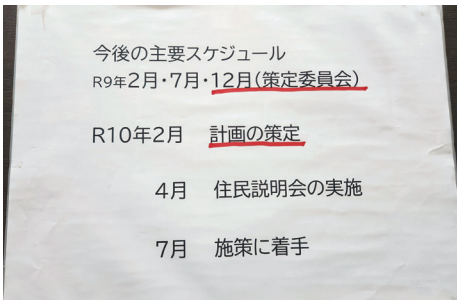
町長　以前に宅地とか測量したところがある。

策定委員会の中で議論されることであるが、一つのエリアでやっていくのが一番ベターであると考える。

質問　事前復興計画策定委員会を作り、来年（令和9年）12月に計画案を決定すると書かれている。



計画が具体化してからの説明ではなしに、その都度住民に説明し、合意を得ながら計画を策定することが大切である。



町長　町の広報誌を通じて町民にお知らせをする。

議員の皆さんとも相談をしながら進めたい。

質問　広報誌に載せるのも大切であるが、直接地域へ行って説明することが大切である。

町長　ある時期が来た時は、そのようなことも必要であると考える。

事前復興計画の財源

事前復興計画を進める上で財源をどうするのか。私だけではなしに町民の皆さんも心配をしている。

古座川町には、38億円以上の基金（貯金）があるが、その多くは使途が決められており、事前復興計画に使える基金は13億5000万円（洞調査）しかない。

町長　町単独の費用でおこなうのではない。

起債とか補助金とか全て調べて活用していきたい。

質問　町営住宅基金は2600万円。この額では足らない。

公共施設整備基金は6億2000万円であるが、この額で用地の造成が出来るのか。

基金を計画的に積み増しする必要があるのではないか。

町長　繰越金が出た場合、起債（借金）の返済にあてなければならない部分もあるが、必要な目的基金へ積み増しをしたい。

議員　財政調整基金、11億8000万円は近隣市町村と比べても断トツに多い。

財政調整基金をうまく活用して、（必要な）目的別基金の積み増しを強く要望する。

三尾川へき地保育

令和9年に予定していた三尾川へき地保育所の（休所）延期は高く評価をしたい。

教育長　保護者や住民の方の意見を聞いて延期とした。今後は関係者の皆さんの意見を聞きながら進めたい。

（この文章は本人がまとめたものです）

町カムバック採用制度における選考の公平性と透明性の確保を

淡佐口　幸男



議員　古座川町は今年４月１日付で元町職員を対象にした「町カムバック採用制度」を制定した。

この制度は、町職員として３年以上勤務した経験があり、その退職後（定年退職を除く）10年以内の人を選考で再採用するもの。

質問　人手不足、人材不足が進む中、他の自治体で導入が広がっている「カムバック採用制度」について、古座川町では要綱を制定し今年４月１日から施行しているが、当制度に対する見解は。

町長　人口減少に伴い人材確保が困難となる中、新規採用だけでは必要な職員数の確保が困難であるという現状。

本町の業務を深く理解している人材を迎え入れることで長期的な組織の安定化に繋がるものと位置付けている。

質問　再採用にあたっての処遇、級・号俸の決定方法など（実施要綱第７条に規定）や、現役職員への影響に対する配慮をどのように想定しているのか。

町長　採用者の処遇については、実施要綱で職種や給与など一定の制限を設けており、現役職員に不公平感が生じないよう配慮している。

質問　私は人事に関する業務に携わった経験もあり、人事の奥深さは私なりに承知している。



役場庁舎

選考過程において不透明さがあるとも言われている当制度において、町民から特別扱いだとか縁故採用だとか誤解されて、行政の公平性に対する信頼を損なうことのないよう、制度の運用をして頂きたい。町長の見解は。

町長　議員、檀上でもいわれましたけども、公平感とか公平性とか、悪用されるんじゃないか、出来レースやというか、話もされたが、そんなことはないです。よくそんなことを私も耳にします。

そんなことのないような形のなかで運用していきますので宜しく。

建設工事・地元優先優遇策の導入を

議員　古座川町行政においては、直接的な「電気業界単体に対する活性化対策」としての目だった取組はされていないように思われる。

町村行政では、地域の経済や雇用を守るため、入札制度の工夫や少額随契の活用などを通じて、地元業者との契約締結を積極的に推進していく必要性がある。



質問　昨年度の町発注工事における地元業者への発注金額、件数の実態は（土木工事、電気工事別に）。

町長　土木工事は27件で、１億１５５７万９３９８円。電気工事を対象とした発注はおこなっていない。

質問　このままでは地元建設業（土木・電気）の担い手がいなくなるのではないかと危惧する。担い手確保、雇用確保のための方策を打っていかなければならない。

町長の見解は。

町長　今年度は測量業務などの入札においても、町内業者を優先するための措置を講じた。

地元業者の事業継続や雇用、担い手の確保につながるよう努力を続けたい。

町道の草刈りの見直しで経費の節約を

質問　今年度協定を結んだ地区数及び路線数、延長距離と支払額は。

町長　今年度から古座川町町道維持管理協力金要綱を策定し16地区の協力をいただく。

協力頂く町道の総延長は22.１４５㎞。

支払い協力金は１６６万８７５円の支出予定で今年度は概ね１００万円の減額をおこなうことができている。

来年度以降も協力地区数を増やし工事費の節減に努める。

（この文章は本人がまとめたものです）

学童保育利用料金を利用しやすく分かりやすく

千井　芳孝



本町の学童保育は、通常月は1日500円、8月は1日800円の日額制で、月額上限は通常月で5000円、8月は8000円となっている。また、きょうだいで利用した場合、第2子以降は日額が半額となるが、1人だけの利用の場合は通常料金となる。その日額も条件付き半額であり月額上限に関しては第1子と同額になる。

多子世帯への負担軽減を設けている一方で、利用方法によっては保育料が変わり利用日数が多くなるほど軽減効果が薄れる。今後、制度の改善をおこなう意思はあるのか。

教育長

世帯状況により減免措置を実施しているが、各家庭で利用料が変動し分かりにくいとこもあるかと思う。

子育て世帯への支援は最重要課題であり、経済的負担を軽減し利用しやすい環境づくりを前向きに検討したい。

質問

問題は第2子、第3子をどう扱うかだと考える。ひとつの案として、第2子以降であれば無条件で半額を適用するとはできないか。

教育長

夏休みとか普段の月の半額扱いも10日を過ぎるとマックスの金額になってしまう、そこには不公平感がある。

2子、3子を何日預けても半額扱いとか、その辺り教育委員会でも検討しているところであるので、平日1人だけ預けた場合の金額も合わせて検討したいと思う。

議員

今回、県下の自治体を全て調べた。日額で預かってくれる自治体は古座川町含めて2、3だけ。おやつ代込みで上限5000円は県下でも安いほうだった。

1万円前後の自治体が多い中、古座川町は子育て支援をしてくれていると感じたが、もう一歩、二歩踏み込んだ改善がおこなわれることを願う。

現状		利用料金	提案
10日間登所	第1子	10日×500円＝5,000円	
	第2子	10日×250円＝2,500円	
	第3子	10日×250円＝2,500円	
		合計　10,000円	
20日間登所	第1子	20日×500円＝10,000円　上限5,000円	**5,000円**
	第2子	20日×250円＝5,000円　上限5,000円	**2,500円**
	第3子	20日×250円＝5,000円　上限5,000円	**2,500円**
		合計　15,000円	**10,000円**
8月20日間登所	第1子	20日×800円＝16,000円　上限8,000円	**8,000円**
	第2子	20日×400円＝8,000円　上限8,000円	**4,000円**
	第3子	20日×400円＝8,000円　上限8,000円	**4,000円**
		合計　24,000円	**16,000円**

＊日額が半額になるのは2人あるいは3人同時利用した場合のみ

体育館へのミスト式冷風機設置

先日の補正予算審議にて、本格的な空調設備を設置するには、受電設備の増強で多額の費用がかかるとのことであった。全国の例を見ると施設条件に応じて電力負荷を抑える方式の導入といった工夫が見られるが、今回どういった経緯で冷風機となったのか。

教育長

空間全体を冷やすためには大規模な改修が必要である。

町民体育館については築50年が経過しており、現在、長寿命化計画を策定している状況から、財政負担や工期の面から導入は容易でないと考える。

しかし気化式冷風機であれば、初期投資や維持管理費を大幅に抑え、効率的に冷風を送ることができる。

質問

気温が30度、湿度が30％台では9度位の温度を下げた風が出ると聞いている。しかし、湿度が60％70％を超えると気化式冷風機の能力は発揮できないとの結果も出ている。

教育長

湿度の面では懸念点もあるが、連日30度を超える日が続く中で体育の授業だけでなく、休憩時間の外遊びもできない状況が出てきている。

少しでも早く子どもたちの動ける環境を整備したいとのことで機械を選定した。

議員

LPガスを動力源とするGHPというエアコンもある。災害時にはそのLPガスで発電し電力の確保もできる。

今回は緊急を要するとのことで冷風機を選択したことは理解するが、将来的には災害時の対応ということも合わせて考えて欲しい。

（この文章は本人がまとめたものです）

非課税世帯に補助金を

髙尾　規明



非課税世帯に補助金ということで、古座川町は高齢化率も高く、年金生活者が多いのが現状であります。提案でありますが65歳以上の非課税世帯に補聴器の補助金を創設してはどうですか。

町長

本町における補聴器購入費助成制度の対象者は、聴覚障害により身体障がい者手帳の交付を受けている方及び18歳未満の難聴児となっております。加齢に伴って進行する聴力の低下については改善は困難とされています。また、高齢者にとって難聴の状態で日常生活を送ることは、コミュニケーションが取りづらくなり、心身への影響が大きいと考えます。

医療機関への早期受診を働きかけるとともに、聴力が低下している高齢者の実態を踏まえ、補聴器購入制度の見直しについて検討してまいります。

質問

両耳の聴力レベルが70デシベル以上、かつ50デシベル以上で身体障がい者と認定されている方には、本町でも補助金があります。ただ一方で30デシベル以上、片耳70デシベル以下ですと身体障がい者にはならず、年金生活者にとっては高額な機器であり、耳が聞こえにくいと認知症を発症する危険性があると医師の報告もあります。ぜひとも検討していただきたいです。

町長

近隣の市町村では、高齢者等補聴器の補助を実施している所もあります。現在、運用をどういう形でしているか調べた上で検討していきたいと思います。



古座川産品の補助

柚子、シキミ、千両は古座川産品であり、新規就農者など、苗木などの補助金の増額はできないですか。

町長

山村振興事業補助金により、推奨3品目に対して補助を実施してございます。

質問

今、柚子とシキミなどは産地化しており、売り先が多くなっています。柚子果汁においては、注文数の半分しか納入ができていないのが現状であります。新規就農の方、新しく改植する方などに対して、獣害対策等資機材も上がっていますので、あと10％上げられないものか検討をお願いします。

町長

古座川町の補助制度というのは県下の自治体を見ても進んでいる補助であります。月野瀬地区で2人の方が柚子に参入しており、取り組んでいくべきと思っています。担当課長とも話しながら検討していきたいと考えております。

議員

昨年は柚子で新規就農者が3名増えております。ぜひとも補助制度を充実させていただきたいと思います。

（この文章は本人がまとめたものです）



柚子

発議第１号

古座川町事前復興計画策定に関する調査特別委員会を設置することについて

目的
　古座川町事前復興計画策定に関する調査及び研究

委員の定数
　８名（議長以外）

設置期間
　古座川町事前復興計画策定に係る調査が完了するまで。

委員長　佃　奈津代
副委員長　髙尾　規明



訂正とお詫び

前回の議会だより第１６６号中12ページの「新しい議会がスタート」において

副議長
佃　奈津代　74
（池野山）
当選８回

と掲載いたしましたが正しくは左記のとおりです。訂正してお詫びします。

副議長
佃　奈津代　74
（直見）
当選８回

議会日誌

《６月》
26日　議会便り編集委員会

《７月》
3日　議会便り編集委員会
8日　高速自動車道紀南延長促進協議会通常総会（新宮市）
8日　議会便り編集委員会
6日　和歌山県町村議会全議員研修会（かつらぎ町）
12日　全員協議会
15日　令和８年度二十歳の集い
25日　議会運営委員会
28日～29日　令和８年度町村議会広報研修会（東京都）





キイジョウロウホトトギス

編集委員会より

今年の夏も厳しい暑さが続き、物価高やエネルギー価格の上昇など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

これまで「当たり前」と思っていたことが、これからも当たり前に続くとは限らない。そんな時代になったように感じます。

人口減少や高齢化が進む本町も、今までのやり方を守るだけではなく、地域にあるものを活かしながら、新しい考え方や仕組みに挑戦していくことが必要ではないでしょうか。

議会の役割も、課題を指摘するだけではなく、町の将来を見据え、より良い選択肢をともに考えていくことにあると思います。

この議会だよりが、町のこれからを皆さんと一緒に考えるきっかけになれば幸いです。

（千井　芳孝）